

連番	意見内容				回答	
	質問/意見	頁	項目名	意見・質問等		
1	質問	調達仕様書 P9	4(1) 設計・開発実施 計画書等の作成	設計・開発実施計画書を作成する中で、「政府共通PFに関する府省ドキュメント」中「移行整備ガイドライン」を参照しながら役割分担を記載するとありますが、当該内容で二期PF側と合意形成を行う理解でよろしいでしょうか。また、その合意形成について本案件受託事業者は支援を行うという理解でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。資料の作成工程において、その合意形成について本案件受託事業者は支援を行う必要があります。具体的には、設計・開発実施計画書の中で役割分担についての記載をいただき、主管課がそれらを二期共通PF班に回付等をする中で、記載の修正や調整事項が発生した場合は、それらに対する対応支援を行うことが必要となります。その旨、明確となるよう仕様書を修正いたします。 【追記文言】 また、役割分担で調整が発生する場合は、主管課が二期共通PF管理組織との間での合意形成を行うことを支援すること。
2	意見	調達仕様書 P9-11	4(2) 設計	該当箇所では「ア 業務アプリケーションの設計」と「イ 運用設計」が記載されていますが、環境設計についても記載が必要と考えます。	事業者の請負範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、追記します。 追記文言については、長文のため記載は省略させていただきますが、公告時に御確認をお願いいたします。
3	質問	調達仕様書 P15	4(5) 情報システムの 移行	移行作業においては、連携業務AP数によって、コストや体制の規模が増減する可能性があるかと想定されます。移行作業の対象となる連携業務APの一覧を示していただくことは可能でしょうか。	要件を明確にするため。	公告予定時点で、連携対象のシステム数が25システム存在しており、調達仕様書にもその旨追記します。詳細は、資料閲覧等で確認いただければと考えております。
4	質問	調達仕様書 P31	5(3) 作業場所	「設計開発フェーズの作業は、主として、請負者の施設内作業環境（開発環境等）で行うこと」と記載されていますが、リモートワークに関する要件はありますか。	事業者の義務を明確にするため。	リモートワークに関する要件は記載されておりません。ご意見を踏まえ、追記します。 追記文言については、長文のため記載は省略させていただきますが、公告時に御確認をお願いいたします。
5	質問	(別紙1) 業務要件定義書 P21	第7章1 4) 連携機能	GSS連携について、GSSより提供されるサービスの仕様（サービスの内容、制約事項、利用に当たっての役割分担や作業等）をご教示いただけますでしょうか。現時点で未確定の場合は、確定時期をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にするため。	GSSより提供されるサービスの仕様（サービスの内容、制約事項、利用に当たっての役割分担や作業等）は仕様書に示す以上の情報については、現時点では未確定です。ご意見を踏まえ、閲覧資料等で追加提示できる場合は、閲覧資料等にて提示を予定しております。
6	質問	(別紙1) 業務要件定義書 P21 【別紙2-1】機能要件一覧 24-③、24-④	第7章1 4) 連携機能	GSSが保有する個人属性情報を利用者認証情報の根拠情報として受信すると記載されていますが、GIMA側が公開するAPIを利用する前提で宜しいでしょうか。GIMAのAPI提供は、全府省に対して一律に提供するもの（GSS連携用に個別仕様での提供は行わない）という認識で宜しいでしょうか。上記認識にお間違いないようでしたら、GIMAのAPI提供が全府省に対して一律に提供する旨をドキュメントに明記するのはいかがでしょうか。また、機能要件一覧に記載されている「※具体的な連携仕様は設計構築工程においてGSSとの協議の上で決定すること。」の文言は削除でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	GSSとの連携においては、次期GIMAが府省に対して提供するAPIと異なる連携要件があるため、本要件については原案のままとします。
7	質問	(別紙1) 業務要件定義書 P21	第7章1 4) 連携機能	GSS導入後の各府省におけるアカウント管理業務の想定フロー（人給システム、LANシステム等、他のアカウント管理基盤とのデータの整合性、業務の最適化の観点）について、ご教示いただけますでしょうか。	仕様調整における考慮事項の確認のため。	GSS導入済み府省においては、GSSシステムに対して組織及び職員情報の更新作業を行い、GSSのデータがマスターとなりGIMAに対してプロビジョンします。御質問を踏まえ、アカウント管理業務の想定フローについて、閲覧資料で提示できる場合は、閲覧資料にて提示を予定しております。

連番	意見内容				回答	
	質問/意見	頁	項目名	意見・質問等		
8	質問	【別紙2-1】機能要件一覧 P1-3	1-②追加、6-①追加1、13-②	1-②追加、6-①追加1の加点点目（生年月日のセキュアな収集）において、利用者登録時に利用者の生年月日情報が登録される場合は、13-②（生年月日の登録）は、利用者登録後に再度生年月日を登録することになり、不要となる可能性があります。1-②や6-①追加1を実現する場合は、13-②は実現しなくて良いと解釈して宜しいでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。「別紙2-1 機能要件一覧」中13-②について以下の文言を追記します。 【追記文言】 「1-②追加」及び「6-①追加1」を提案し、利用者登録前に生年月日収集が利用者の利便性を損なうことなく実装できる場合であって、業務運用上で特段の問題なく実現できることを業務フロー等を付記した上で提案書で説明できる場合は、本機能にかえることができる。
9	質問	【別紙2-1】機能要件一覧 P2	13-①	GSSからの連携項目に生年月日が含まれることは、GSSと調整済みという認識で宜しいでしょうか。	仕様調整における考慮事項の確認のため。	ご認識のとおりです。GSSからの連携情報には、生年月日情報の連携を含みます。
10	意見	【別紙2-1】機能要件一覧 P3	13-②	誤った生年月日が登録された場合に、修正不可となるため、修正画面や修正機能の追加が必要となり、その旨の明記が必要です。13-③「生年月日の登録内容の真正性確保」が加点点目であるため、13-③が実装されない場合、誤った生年月日のまま重複チェックを行う仕様となるため、修正が必要と考えます。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。「別紙2-1 機能要件一覧」中13-②について以下の文言を追記します。 【追記文言】 また、職員本人のみが利用できる機能として利用者自身の生年月日の訂正機能を提供すること。
11	質問	【別紙2-1】機能要件一覧 P3	13-②	利用者の生年月日が登録された場合、「利用者認証情報操作証跡」への記録は必要でしょうか。「生年月日は機微な情報に当たるため、当該生年月日情報は画面上には表示させない」との記載の通り、機微な情報であると認識していますが、証跡として残しても問題ないでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識のとおり、機微な情報であるため、証跡として残しません。「別紙2-1 機能要件一覧」中13-②について以下の文言を追記します。 【追記文言】 証跡等の記録も行わない。
12	意見	【別紙2-1】機能要件一覧 P3	13-③	運転免許等生年月日が記載されている身分証の読み込み又は生年月日を保有するシステムからの連携等が考えられますが、前者だと読み取り機器の整備、後者だと生年月日を保有するシステムの調査が必要となります。各府省に利用いただく機能とするため、業務フロー、実現性、作業範囲等もあわせて事業者へ提案させるべきと考えます。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。「別紙2-1 機能要件一覧」中13-②について以下の文言を追記します。 【追記文言】 利便性を損なうことなく実装できる場合であって、業務運用上で特段の問題なく実現できることを業務フロー、実現性、作業範囲等もあわせて提案書に示すこと
13	質問	【別紙2-1】機能要件一覧 P5	36-③	GSS側の処理においてGSS利用端末か否かを識別し情報を登録する前提と記載されていますが、当該情報の具体的な内容とGIMAへ連携する方法をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にするため。	GSS利用端末か否かを識別する情報を、GSS側で登録いただける前提となります。また、Web-APIにて連携を行います。
14	質問	【別紙2-1】機能要件一覧 P4	24-③、24-④	API提供について、機能要件一覧に記載されている文字コード等以外の条件は無いと考えて宜しいでしょうか。	仕様調整における考慮事項の確認のため。	文字コード等以外の条件にかかるAPIの具体的な仕様は、GSSとの連携を行う中で確定していきます。
15	質問	(別紙3) 非機能要件定義書 P9	第3章 1.1)クラウド化	「政府共通NW等との接続があらかじめ用意されている二期共通PF等の政府共通NW等との接続が想定されるクラウドプラットフォーム」と記載されていますが、次期GIMAと政府共通NWとGSSとの接続関係について、以下ご教授いただけますでしょうか。 ・政府共通NWとGSSは繋がるか。 ・次期GIMAと政府共通NWやGSSとの接続はどのような形態か。（二期共通PFが政府共通NWやGSSと接続し、それを活用する形か、次期GIMAが個別に政府共通NWやGSSとの接続を確立するのか等）	要件を明確にするため。 事業者の請負範囲を明確にするため。	現時点での想定は以下のとおりです。 ・政府共通NWとGSSは接続します。 ・次期GIMAが運用開始する令和6年2月には、次期GIMAの基盤として想定している第二期政府共通プラットフォームとGSSの間でネットワーク接続が確立されることとなっているため、間接的に次期GIMAとGSSが接続されることとなりますが、詳細な接続方法については現在検討中です。
16	意見	全体		クラウド【365行政】連携して、脱サーバー・ペーパーを進めてはどうでしょうか。	-	次回以降の参考とさせていただきます。
17	意見	別紙2-1 機能要件一覧 FIDO2に準拠した生体情報登録	13-④	iOSやiPadOSのTouch ID/Face ID、Android OSの指紋認証に対応してFIDO2認証(WebAuthn)できることを提案いたします。	今後、スマホOSの利用にも対応できるようにするため。	原案のとおりといたします。現在はスマホでの利用は想定されていないため、仕様として明記する必要はないと考えます。なお、本仕様は事業者様の創意工夫のある提案を阻害するものではないため、具体的な有用性、効率性、実現性等を訴求いただき、ご提案いただければと考えます。
18	意見	別紙2-1 機能要件一覧 FIDO2に準拠した生体情報登録	13-④	マルチブラウザ環境で、Windows HelloでFIDO2認証(WebAuthn)できることを提案いたします。	レガシーなブラウザも含め、ブラウザに制限なくFIDO2を利用できるようにするため。	ご意見を踏まえ、望ましい要件として、仕様を修正いたします。 【追記文言】 マルチブラウザ環境で、FIDO2認証(WebAuthn)できること

連番	意見内容				回答	
	質問/意見	頁	項目名	意見・質問等		
19	意見	別紙2-1 機能要件一覧 FIDO2に準拠した生体情報登録	13-④	FIDO2の動作確認を定期的を実施し、ブラウザバージョンと共に結果を公開していることを提案いたします。	製品提供者の動作確認リストが事前に参照できれば、端末機種入れ替え時の確認工数を削減できるため。	原案のとおりといたします。動作確認工数の削減については、事業者様の創意工夫により様々な実現方式が想定されるため、仕様として実現方式を明記するまでの必要はないと考えます。なお、本仕様は事業者様の創意工夫のある提案を阻害するものではないため、具体的な有用性、効率性、実現性等を訴求いただき、ご提案いただければと考えております。
20	意見	別紙2-1 機能要件一覧 FIDO2に準拠した生体情報登録	13-④	FIDO2の認定資格を有していることを提案いたします。	製品がFIDO仕様に準拠し、製品の完全性を証明することになるため。	ご意見を踏まえ、望ましい要件として、仕様を修正いたします。  【追記文言】 FIDO2の認定資格を有していること又は同等以上であることを示すこと
21	意見	別紙2-1 機能要件一覧 その他の要素での認証情報の登録	13-④追加	FIDO認証器の動作確認を随時実施し、OS、ブラウザの組合せと共に結果を公開していることを提案いたします。	製品提供者の動作確認リストが事前に参照できれば、端末機種入れ替え時の確認工数を削減できるため。	原案のとおりといたします。動作確認工数の削減については、事業者様の創意工夫により様々な実現方式が想定されるため、仕様として実現方式までは明記する必要はないと考えます。なお、本仕様は事業者様の創意工夫のある提案を阻害するものではないため、具体的な有用性、効率性、実現性等を訴求いただき提案いただければと考えております。
22	質問	別紙2-1 機能要件一覧 その他の要素での認証情報の登録	13-④追加	「また、アカウントの初期登録以外にも常時当該機能を利用した登録や変更が行えること。」の部分について、内容を確認したい。	FIDOは、ID/PW認証のように共通鍵(PW)での認証方式ではなく、公開鍵暗号を用いた認証方式です。そのため、FIDO認証を行うためには、認証装置(端末)と認証サーバの初期登録(紐づけ)の作業が必要となります。GIMAのID/PW発行は最初の1回だけですが、FIDOでは端末を入れ替えたり、追加したりする都度、この紐づけ登録作業が必要となるという理解でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。FIDO2では端末を入れ替えたり、追加したりする都度、この紐づけ登録作業が必要との認識となるため、定期的な登録変更機能を要するため本要件を記載しております。
23	意見	別紙2-1 機能要件一覧 フェデレーション	36-②	一度の認証でサブシステムにも認証が可能な、統合Windows認証を活用することを提案します。この際、複数ドメインとの認証連携が要件として必要となります。	統合Windows認証による認証連携を実施することで、GSSまたは府省のドメインでの一度の認証だけで、サブシステムにも認証が可能になり、利便性の向上や業務の効率化、さらなる利用の促進が図れるため。+E21:G21	原案のとおりといたします。現状、連携業務APとのSSOについては、OIDC方式となり、その他の方式はオプションとして考えております。オプションの部分については、項番37にて、「SAML,OIDC方式以外で既存の連携業務AP側の改修作業が少量となるようなWeb-SSO（シングルサインオン）機能が提供できること。（提供できることが要件であり、現時点ではOIDC方式が主流となることを想定。）」との要件が存在しており、統合Windows認証の連携を行う提案については、既存の連携業務AP側（特に府省LAN）の改修作業が少量となるような提案であれば、当該項番37の実現案としてご提案いただくことについては問題ございません。
24	意見	別紙2-1 機能要件一覧 フェデレーション	36-②	業務アプリケーションの要件に応じて、追加認証としてGSS認証必須にするなどの柔軟な認可ポリシーを設定することができ、利便性の向上や業務の効率化、さらなる利用の促進が図れるため。	業務アプリケーションのセキュリティ要件に応じて、追加認証としてGSS認証必須にするなどの柔軟な認可ポリシーを設定することができ、利便性の向上や業務の効率化、さらなる利用の促進が図れるため。	原案のとおりといたします。「別紙3 非機能要件定義書」の「情報セキュリティに関する事項」にて、左記の提案内容と同様の要件を記載しているため、修正の必要はないと判断します。左記の提案においては、当該要件においてご提案いただけますでしょうか。
25	意見	別紙2-1 機能要件一覧 Web-SSO連携	37	認証後、再認証を行わずに、Basic認証又はフォーム認証が必要な個別のWebシステムにアクセスできることを提案致します。	自動Basic認証機能、自動フォーム認証機能により、既存アプリ改修（認証機能の撤去）なくSSOできるため。	原案のとおりといたします。現状、連携業務APとのSSOについては、OIDC方式となり、その他の方式はオプションとして考えております。オプションの部分については、項番37にて、「SAML,OIDC方式以外で既存の連携業務AP側の改修作業が少量となるようなWeb-SSO（シングルサインオン）機能が提供できること。（提供できることが要件であり、現時点ではOIDC方式が主流となることを想定。）」との要件が存在しており、左記の提案については当該項番37の実現案としてご提案いただくことについては問題ありません。
26	意見	別紙2-1 機能要件一覧 Web-SSO連携	37	全ての構成要素が二重化可能なアーキテクチャであり、どの1つのコンポーネントが停止あるいは再起動しても、サービスを継続できること。またその際SSOセッションも維持すること（再ログイン不要とすること）を提案いたします。	可用性の維持と、サービス継続性を提供するため。	原案のとおりといたします。次期職員認証サービスにおいて、計画された稼働時間に対する新システム全体の稼働率を99.99%と要件を指定しており、その実現方式は多岐にわたります。したがって、実装方式を指定した要件を記載することは提案の幅を狭める可能性があります。